

## 1 令和2年第1回越知町議会定例会 会議録

令和2年3月6日 越知町議会（定例会）を越知町役場議場に招集された。

1. 開議日 令和2年3月6日（金） 開議第1日

2. 出席議員（10人）

1番 箭野 久美	2番 森下 安志	3番 小田 範博	4番 武智 龍	5番 市原 静子
6番 高橋 丈一	7番 西川 晃	8番 寺村 晃幸	9番 岡林 学	10番 山橋 正男

3. 欠席議員（なし）

4. 事務局職員出席者

事務局長	中内 利幸	書記	箭野 理佳
------	-------	----	-------

5. 説明のため出席した者

町長	小田 保行	副町長	國貞 誠志	教育長	織田 誠	教育次長	谷岡 可唯
総務課長	井上 昌治	会計管理者	岡田 達也	住民課長	西森 政利	環境水道課長	岡田 敬親
税務課長	岡田 達也	建設課長	前田 桂藏	産業課長	田村 幸三	企画課長	大原 範朗
危機管理課長	上田 和浩	保健福祉課長	國貞 満				

6. 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告・行政報告

第 4 委員会報告

総務教育常任委員会の所管事務調査報告

産業建設常任委員会の所管事務調査報告

第 5 承認第 1 号 専決処分（第 9 号）の報告承認について（令和元年度越知町一般会計補正予算）

第 6 議案第 1 号 越知町職員定数条例の一部を改正する条例について

第 7 議案第 2 号 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

第 8 議案第 3 号 非常勤の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

第 9 議案第 4 号 越知町振興計画審議会条例の一部を改正する条例について

第 10 議案第 5 号 越知町蚕糸資料館事業特別会計条例の一部を改正する条例について

第 11 議案第 6 号 越知町立横倉山自然の森博物館条例の一部を改正する条例について

第 12 議案第 7 号 越知町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

第 13 議案第 8 号 越知町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

第 14 議案第 9 号 越知町若者住宅管理条例の一部を改正する条例について

第 15 議案第 10 号 越知町地域優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について

第 16 議案第 11 号 越知町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について

第 17 議案第 12 号 越知町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止する条例について

第 18 議案第 13 号 越知町特別会計簡易水道事業条例を廃止する条例について

第 19 議案第 14 号 越知町給水条例の一部を改正する条例について

第 20 議案第 15 号 令和元年度越知町一般会計補正予算について

第 21 議案第 16 号 令和元年度越知町簡易水道事業特別会計補正予算について

- 第 2 2 議案第 1 7 号 令和元年度越知町下水道事業特別会計補正予算について
- 第 2 3 議案第 1 8 号 令和元年度越知町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 第 2 4 議案第 1 9 号 令和元年度越知町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 第 2 5 議案第 2 0 号 令和 2 年度越知町一般会計予算について
- 第 2 6 議案第 2 1 号 令和 2 年度越知町簡易水道事業会計予算について
- 第 2 7 議案第 2 2 号 令和 2 年度越知町下水道事業特別会計予算について
- 第 2 8 議案第 2 3 号 令和 2 年度越知町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第 2 9 議案第 2 4 号 令和 2 年度越知町介護保険事業特別会計予算について
- 第 3 0 議案第 2 5 号 令和 2 年度越知町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 3 1 議案第 2 6 号 令和 2 年度越知町土地取得事業特別会計予算について
- 第 3 2 議案第 2 7 号 令和 2 年度越知町蚕糸資料館事業特別会計予算について
- 第 3 3 議案第 2 8 号 令和 2 年度越知町横倉山自然の森博物館事業特別会計予算について
- 第 3 4 議案第 2 9 号 越知町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第 3 5 議案第 3 0 号 越知町黒瀬ログハウスの指定管理者の指定について
- 第 3 6 議案第 3 1 号 越知町基幹集落センターの指定管理者の指定について
- 第 3 7 議案第 3 2 号 越知町と高知県の行政不服審査法第 8 1 条第 1 項の機関の事務の委託に関する規約について
- 第 3 8 議案第 3 3 号 越知町行政不服審査会を廃止する条例について
- 第 3 9 議案第 3 4 号 高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の変更について
- 第 4 0 議案第 3 5 号 高知県市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う財産処分について
- 第 4 1 議案第 3 6 号 高知県市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分について

## 開 会 午前9時00分

議 長（寺 村 晃 幸 君）おはようございます。本日は、3月定例会の応召御苦労さまです。

開会に先立ちまして、新型コロナウイルス感染対策のため、議員、職員、傍聴の皆様にご3点お願いをいたします。1点目は、議員、職員ともに開議中のマスクの着用をお願いいたします。2点目は、開議中の休憩時に議場の換気を5分間ほど行います。3点目は、傍聴席に入室される方は、消毒液を入りに置いてありますので、手指を消毒してから入室していただきますよう御協力をお願いいたします。

次に、本年1月1日付けで、住民課長に就任されました西森政利君からごあいさつをいただきます。西森住民課長お願いします。

住民課長（西森 政利 君）皆さん、おはようございます。1月1日付けで住民課長となりました西森です。年度途中の課長就任ということで、事業が途中の事務引継ぎなど、この2カ月間はあっという間に過ぎた気がします。さて、住民課は日本国民の証である戸籍、住民サービスの基礎となる住民基本台帳、国民皆保険制度の国保、また、後期高齢者医療、社会保障である国民年金など、町民の皆様の生活、健康などの重要な役割を担っております。私も、住民課4年目を過ごしておりますが、初心を忘れることなく職務を遂行してまいりたいと思いますので、議員の皆様の御指導、御協力のほうよろしくをお願いいたします。簡単でございますが、あいさつとさせていただきます。よろしくをお願いします。

議 長（寺 村 晃 幸 君）どうもありがとうございました。

本日の出席議員数は10人です。定足数に達しておりますので、ただ今から、令和2年第1回越知町議会定例会を開会し、ただちに本日の会議を開きます。

## 会議録署名議員の指名

議 長（寺 村 晃 幸 君）日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議規則第126条の規定により、3番、小田範博議員と、9番、岡林学議員の両名を指名します。

## 会 期 の 決 定

議 長（寺 村 晃 幸 君）日程第2 会期の決定の件を議題とします。議会運営委員会の報告を求めます。委員長、岡林学議員。

9 番（岡 林 学 君）おはようございます。議会運営委員会の結果を報告いたします。

3月3日、午前9時から委員会を開き、令和2年第1回越知町議会定例会の会期日程等について、協議を行いました。

その結果、本日3月6日を開会日とし、7日土曜日、8日日曜日と9日月曜日は休会といたします。9日の午前9時から議案等の合同審査会を行います。10日火曜日は一般質問、11日水曜日は議案質疑、討論・採決のほか、審議ののち閉会とする6日間の日程と決定いたしました。

以上でございます。

議 長（寺 村 晃 幸 君）お諮りします。本定例会の会期を、議会運営委員長の報告のとおり決することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）御異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日3月6日から3月11日までの6日間と決定しました。

#### 諸 般 の 報 告 ・ 行 政 報 告

議 長（寺 村 晃 幸 君）日程第3 諸般の報告を行います。

2月20日に、高知県自治会館で町村議会議長会定期総会が開かれ、令和2年度の運営方針並びに一般会計予算、会費の分担を決定いたしました。この席上、全国町村議会議長会から、町村議会広報全国コンクール表紙写真賞銅賞の表彰を受けました。同日に、新阪急高知で、町村長・町村議会議長大会が開かれ、地方財政の充実・強化、農林水産業・地域の活力創造、南海トラフ地震対策及び防災・減災対策の推進、医療・福祉施策の充実・強化、交通基盤等インフラ整備の促進について決議し、参議院選挙の合区の見直しに関する特別決議、地方創生の推進に向けての特別決議も行い、地元選出国會議員及び関係機関へ要望活動を行うこととしました。

2月28日には、広域議会第1回定例会が開かれ、組合長の諸般の報告では、まず、清掃センター基幹的施設整備工事は、3月25日に竣工を予定しており、現在1号乾燥焚き運転が終了し、3月からごみを徐々に焼却しながら性能試験を行い、検査後正式に引き渡しを受け、運用を開始する。県は災害時の県レベルでの燃料確保計画として「高知県燃料確保計画」を平成30年5月に策定している。高吾北管内においても、大規模災害が発生すると道路の寸断等により、石油製品供給に支障をきたすことが想定される。また、発災後は県内外からの応急救助機関の車両や支援物資の運搬車両等の燃料確保のためにも自家用の給油取扱所が必要であることから、令和2年度に高吾北消防本部が母体となり、ガソリン12キロリットル、軽油8キロリットルの災害対応型自家用給油取扱所を消防本部敷地内に施工する予算を計上している。次に、各施設の運営状況は、消防署の令和元年中の救急出動が1,571件で、前年より32件減少し、搬送人員は1,444名と前年より81名減少している。高齢者の搬送

状況は依然高く、全搬送人員の8割を占め、出動件数は一日平均4.3件となっている。ヘリコプターによる搬送は58回要請しており、救命率の向上に大きな効果が現れている。救助出動は前年より1件少ない21件で、火災出動は前年より1件少ない13件で、うち本町は1件でありました。特別養護老人ホームの2月6日時点の待機者数は、4施設合計で168名となっている。重複申込み、保険者別に精査すると、昨年より12名増の合計110名で、うち本町は33名となっている。また、養護老人ホーム五葉荘は、定員50人に対し、現在43名の入所者で運営しているとの報告がありました。

監査委員の月例監査報告書が提出されていますので、御査収ください。以上で諸般の報告を終わります。

続いて町長の行政報告を許します。町長、小田保行君。

町長（小田保行君）おはようございます。本日、議員の皆様のお出席をいただき、令和2年3月議会定例会が開かれますことを厚くお礼申し上げます。議長より発言の許可を得ましたので、行政報告をさせていただきます。そして、議員の皆様や町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症による感染が全国的に拡大しております。お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、御家族の皆様方にお悔やみ申し上げます。この新型コロナウイルスによる感染者は、高知県内でも7の方が確認され、私たちの身近にまで迫ってきているといっても過言でない状況です。これまで、情報収集を行いながら感染予防対策に取り組んできたところではありますが、刻々と状況が変わる中であって、更に、手洗いやうがい、マスクの着用など、基本的な予防策、感染拡大を防ぐ換気をする、不特定多数の人が接触する恐れが高い場所は避けるなどの予防策の周知、そして、町内事業所や団体等へも予防の徹底を要請していく所存であります。現状と対応ではありますが、現在、本町では感染者は確認されておられません。しかし、クラスターと呼ばれる集団発生が見られる情報のもと、3月以降の不特定多数が参加することが見込まれる町主催の行事・イベント等は中止または延期をしております。また、各種団体が主催するものについても同様の要請を行っています。また、国より、小中学校等の一斉休校の要請もあり、2月28日の総合教育会議を新型コロナウイルス対策の協議に変更して協議した結果、子どもたちの命を守るためには、集団発生を防ぐことが最優先と判断し、3月2日から春休みまで休校とさせていただきました。保護者・御家族の皆様には、大変な御負担、御苦勞をおかけいたします。また、町民の皆様には、御心配をおかけしますが、これら感染症対策への御理解と御協力をお願い申し上げます。

続きまして、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略についてであります。日本の急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止

めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生法が平成26年11月に制定され、これに基づき、令和元年12月には、国では、令和元年改定版まち・ひと・しごと創生長期ビジョン及び、2020年度を初年度とする5カ年の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略が閣議決定されました。第2期総合戦略においては、地方創生の目指すべき将来や、2020年度を初年度とする今後5カ年の目標や施策の方向性等を策定するとともに、人口減少や、東京圏への一極集中がもたらす危機を国と地方公共団体がしっかりと共有したうえで、「稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする」、「地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる」、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる」を基本目標に、まち・ひと・しごと創生本部が司令塔として、関係省庁の連携を強め、将来にわたって活力ある地域社会の実現と、東京圏への一極集中の是正を共に目指すこととしています。本町においても、人口減少と少子高齢化は留まることなく進行しており、人口減少対策の一層の強化が課題となっていることから、まち・ひと・しごと創生法第9条及び第10条に基づき、国及び高知県の総合戦略を勘案しつつ、昨年10月から庁内協議を重ね、住民代表、学識経験者及び関係団体などで構成する、まち・ひと・しごと創生推進会議の委員や、議員の皆様からも御意見を賜り、来年度からの5カ年を計画期間とする「第2期越知町まち・ひと・しごと創生総合戦略～おち家の挑戦～」を策定します。PDCAサイクルを回しながら、第1期総合戦略に引き続き、切れ目ない施策を展開していくことで、地域産業の成長による所得向上や雇用の確保、移住・定住対策による社会移動の増加、安心して結婚、妊娠・出産、子育てができる環境整備、地域愛を育む教育、山間部での生活環境の維持を目指します。

続いて、片岡給付型奨学金創設についてであります。この奨学金は、総合電子部品メーカー大手アルプスアルパインの相談役、片岡政隆様より御寄付をいただきました株式5万株の配当金を基にした給付型の奨学金制度であります。片岡様の御厚意に心中より感謝申し上げますとともに、経済的な理由で進学が困難な子どもたちが望む学びができるよう有効に活用させていただく所存であります。

次に、越知町史の続編についてであります。昨年末に越知町史（続編）が完成いたしました。既刊町史に続くものとして、おおむね昭和58年度から平成29年度までの町政の動きを載せてあります。編纂委員の皆様方に大変御尽力いただきできあがったものでございます。厚く御礼申し上げます。町民の皆様はもとより、多くの皆様方に御高覧いただきたいと思っております。

続きまして、国道33号についてであります。現在、工事中であります越知道路2工区の内、県道18号横倉橋33号側から対岸の小浜集落を経て旧ドライブイン都跡地まで橋梁・トンネル・橋梁で結ぶ1.8キロ区間が、令和4年度開通予定と国土交通省より発表がありました。トンネ

ル工事が順調に進捗した場合がありますが、開通年度が明示されたことは、念願の危険個所の回避、事前通行規制の解消に近づき、本町にとって大変ありがたいと喜ばしいことでもあります。

続きまして、柚ノ木集会所が完成いたしました。柚ノ木集会所の改築が完成し、2月29日に落成式が行われました。新しい集会所は仁淀川流域の木材をふんだんに使った温かみのある施設となりました。落成式には、地区外から帰ってきた方なども集まり盛大に行われました。これからも地域の皆さんが気軽に集まれる施設として、有効活用されるものと期待しております。

続きまして、ヒューマンライフ土佐創立30周年についてであります。昭和61年から生薬の生産に取り組み始め、平成2年2月に農事組合法人ヒューマンライフ土佐を設立し、本年度創立30周年を迎えられました。株式会社ツムラ様との固い信頼関係のもと、本町の農業発展に大きく貢献されてきました。改めてお慶び申し上げますとともに、今後更なる飛躍を御祈念するものであります。

最後に、越知町少年柔道部についてであります。2月23日、高知県立武道館で、第49回高知県少年柔道錬成大会が行われ、越知町少年柔道部は日頃の練習の成果を発揮し、団体戦で見事優勝を果たしました。また、個人5年の決勝では、越知町少年柔道部同士での試合となり、熱戦の結果、山中海心君が優勝しました。これからも練習に励み、更なる活躍を期待しています。

以上、行政報告とさせていただきます。町民の皆様のお理解、議員各位の御協力をよろしくお願い申し上げます。

議長（寺村晃幸君）以上で町長の行政報告を終わります。

#### 総務教育常任委員会の所管事務調査報告

議長（寺村晃幸君）日程第4 委員会報告を議題とします。総務教育常任委員会の所管事務調査報告を求めます。委員長、高橋丈一議員。

6番（高橋丈一君）おはようございます。

令和2年3月6日 越知町議会議長 寺村 晃幸 様

総務教育常任委員会 委員長 高橋 丈一

所管事務調査報告書

下記のとおり調査を終了したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記 1. 調査日 令和2年1月31日



2. 調査個所 幼稚園、保育園、小学校、中学校（給食実食、授業参観、園内施設見学、現況ヒアリング）  
企画課（越知のまち小屋建築工事）  
保健福祉課（保健福祉センターエアコン設置工事、地域ハイヤーチケット事業）
3. 出席者 高橋丈一、小田範博、箭野久美、市原静子、岡林学  
（教育委員会）谷岡教育次長、（保育園）田村園長、（幼稚園）須内園長  
（小学校）竹内校長、（中学校）渡部校長  
（企画課）三橋係長、井上主事  
（保健福祉課）國貞課長、北川補佐

#### 4. 調査結果及び意見

- ① 保育園の園児数は124名。教職員数は臨時職員を含め29名である。子どもにとって最もふさわしい生活の場を保証し、生きる力の基礎を養うとともに、子どもの最善の利益を守ることを理念としている。運営面では、現在、保育士が2名不足している状況であり、人員の確保をすること。施設面では、保育園北入口前の駐車場擁壁は、桜の根が張って擁壁が傾いている。子どもの通学路となっており危険であるので早急な対応を求める。また、2階のりんご組、みかん組の前に設置されている西日除けの工作物は、古くなり危険なため、早急に撤去すること。園庭の藤棚は、早期に修繕をすること。
- ② 幼稚園の園児数は19名。教職員数は臨時職員を含め5名である。教育目標は、豊かな心を持ち、自ら意欲的に取り組む子どもを育てることである。施設面では、側溝の蓋が壊れ子どもが足先を突っ込んでケガしないように、仮に蓋をかけている箇所がある。蓋の修繕工事を早急に実施と合わせて流末処理も含めて調査すること。また、運動場南側のコンクリート擁壁に以前からクラックと傾きが見うけられ、安全対策として柵が設けられている。南海トラフ地震も高い確率で発生する恐れがあるので擁壁の早急な対応を求める。出入り口の防犯カメラ、また、勾配が急であるので勾配調整と拡幅を望む。
- ③ 小学校は、9学級、児童数は192名。教職員数は26名である。児童には「仲間と共に主体的に学びを追求し、学校が楽しいと思える学校」を保護者・地域には「信頼され協働したいと思える学校」を、教職員には「教員としての専門性を追求し、教育の成果を喜びとして実感できる、やりがいのある学校」をめざすとしており、授業参観では、児童が積極的に発表する姿を見て取ることができた。また、平成

28年3月に調理場が完成している。今調査では児童と一緒に給食を実食した。とても美味しくボリュームも十分あり、給食メニューも充実している。施設面では、改修がすんでいないブロック塀の改修を早急に実施する必要がある。また、令和3年度以降にトイレを洋式化する計画と聞いているが、できるだけ早期の改修を望む。

- ④ 中学校は、5学級、生徒数は95名。教職員数は21名である。教育目標として、主体的に生きる能力を育て、豊かな人格を生徒に育成する。主体的・対話的な学びを通して、練り合いが深まる授業指導の実践をすることを研究主題としており、全国学力テストでは全国平均を超えている。また、前年度は、生徒全員が志望する高校に合格している。施設面では、校舎の給食通路（1階）、補修教室①（2階）、ArtRoom（3階）、打楽器室（3階）の4カ所で大雨時に雨漏りがあるので、調査のうえ修繕を要する。また、令和2年度にトイレ改修工事をする予定とのことであるが、早期に実施すること。
- ⑤ 越知のまち小屋建築工事は、603万9千円と休憩所としてはあまりにも高額である。高額とならないようにするため、材料や建築方法などについて検討を要する。また、今後は、仮設トイレなどを完備し、防災機能の充実を検討されたい。
- ⑥ 保健福祉センターエアコン設置工事は、1階の社会福祉協議会事務室、2階のあったかふれあいセンター、同事務室の3室が設置となった。今年度から常時人がいる部屋からという考えのもとに各部屋に個別にエアコンを設置していく計画である。今後も計画的に整備していく必要があるが、キュービクル（高圧受電設備）の増設の問題があり、十分に検討し実施すること。
- ⑦ 地域ハイヤーチケット事業は、平成26年度から助成サービスが開始となり、毎年600人を超える高齢者が利用しており、利用率は7割を超えている。今後も高齢者の大切な交通手段として事業を継続して実施してもらいたい。

最後に、児童との食事会ですが、食事をしている間ずっと質問をされました。そして、たくさんの笑顔をいただきました。楽しい時間をいただきありがとうございました。以上でございます。

議長（寺村晃幸君）ただ今、総務教育常任委員長から報告がありました。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終結します。総務教育常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

#### 産業建設常任委員会の所管事務調査報告

議長（寺村晃幸君）次に、産業建設常任委員会の所管事務調査報告を求めます。委員長 武智龍議員。

4 番（武 智 龍 君）おはようございます。所管事務調査報告を行います。

令和2年3月6日 越知町議会議長 寺村 晃幸 様

産業建設常任委員会委員長 武智 龍

所管事務調査報告書

下記のとおり調査を終了したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記 1. 調査日 令和2年2月7日

2. 調査個所及び事業概要等 別紙一覧表のとおり

3. 出席者 武智龍、森下安志、西川晃、寺村晃幸（議長・委員）、山橋正男

（総務課）井上課長、岡林補佐

（危機管理課）上田課長、小松補佐

（建設課）前田課長、片岡補佐

（産業課）田村課長、須内主事

4. 調査結果及び意見

①下渡団地解体工事

老朽化した町営住宅が解体されたことにより、安全で環境が良くなった。更地になった跡地は、高速情報通信網の基地局設置に再利用する構想があり、実現すれば重要施策の推進と一石二鳥の成果となる。跡地の南側に接する町道女川下渡線の拡幅と3区町営住宅入口の交差点の改良は関係住民の積年の課題であり、この際関係者と協議を進め課題の早期解決を望む。また、現存するゴミステーションも車道にはみ出さないよう跡地内に取り込むことが望まれる。

②町道宮ヶ奈路線宮ヶ奈路1号橋修繕系交付金工事

この橋は、舗装や鉄部の錆、コンクリートの破損等劣化がひどかったが、長寿命化工事により、長寿命化事業の良い成功例になった。残る橋台の洗堀されている部分の補強工事も、続けて施工されることを望む。

③農道柚ノ木線災害復旧工事

この農道は、地滑りで路面に段差が発生するたび通行止めとなり農作業に支障をきたしていた。今回のアンカー工事により、完成後はその心配がなくなることが見込まれ、農作業の省力化の回復や地域農業の活性化が図られる。

#### ④町道向屋敷池ノ上線改良交付金工事

この路線②は、緊急車両が入れないほど狭小であり、行き止まりのため不安や不便な状態が続いていたが、拡幅及び西側の町道南裏街2号線へ連結されることで、緊急車両の乗り入れも容易になり、完成後は利便性と安心な暮らしが確保できるようになる。令1公補第21号の現場①では、切り取った山肌から湧水が出ており、法面の一部には崩壊の恐れのある箇所がある。下方には住宅や店舗が密集しているため、防災対策工事を検討し施工することが急務だ。また、路面を舗装することにより雨水が一カ所に集まり、既設の側溝や水路に流れ込むため③④、水量によってはオーバーして住宅等への水害が発生することも予想されるため、机上の設計基準のみに頼らず今後きめ細かに観測し必要により対策工事の検討を望む。

#### ⑤越知町避難所用資機材購入

今回整備されたワンタッチトイレは室内でも容易に設置でき衛生的である。各種テントも簡単に組み立てられプライバシーが保てるため、避難所での快適な生活が確保されると思われる。実用場面でトラブルなく活用ができるよう、各自主防災組織のリーダーにも説明しておくのが良いと思われる。限られた財源ではあるが、全避難所に配備できるよう今後も計画的に整備されることを望む。

#### ⑥中山間地域等直接支払事業

市街地を除くほぼ全域で行われているこの事業は、橋や箱物と違い目に見えにくい事業であるが、今回訪問した3地域では、農家の協力的な取り組みにより有効活用されていることが確認できた。中には他人に迷惑をかけることを気遣い、自己資金を足してシルバーなどを雇用して草刈りをするなど農家の苦労がうかがえるが、協定をやめた地域は農地の荒廃が加速しており、この事業は中山間地域の農地の管理に必要不可欠であると思われるため、今後各協定のリーダーと共に全国各地の成功事例等も研究し、各地域に適した農地の管理に取り組まれることを望む。

#### ⑦多面的機能支払交付金事業

この事業は、農道や水路の共同管理、花木の植栽活動などの人件費等に使えるので、中山間直接支払い制度と合わせてやっている協定では、農地だけでなく良好な農村が維持されている。どの地域も高齢化と人材不足で、協定の更新時に撤退したり不参加の農家が増加傾向に

あるようだが、中山間地域等直接支払事業と合わせ、成果の影には当然とはいえ、協定の必要性の周知や事務作業をきめ細かく支援している担当者の努力を称えておきたい。今後、各協定とも維持が益々難しくなると思われるが、中山間農業と地域の維持のため二つの事業が継続されることを念頭に、担当課のみでなく環境、防災等の関係各課の理解と協力を得て取り組まれることを望む。

**【その他】**

※平成31年度の報告書で下記の4点について「意見」として付記していたが、その後の状況について当局の報告を求める。

1. 西の芝1号線と中央線間の狭小区間の改良
2. 鎌井田桑藪線中、天神橋付近の交差点の改良
3. 同線、桐の峠、北川光興宅下の横断側溝新設
4. 鎌井田稲村線中、杉の藪のロックネット工事の延長

以上でございます。よろしく申し上げます。

## 【平成 30～令和元年度 産業建設常任委員会 所管事務調査個所一覧表】

工事名等	場所	金額	事業概要	備考
下渡団地解体工事	3区	4,565,000円	老朽化した町営住宅施設の解体	
30公補第22号 町道宮ヶ奈路線宮ヶ奈路1号橋修繕系交付金工事	宮ヶ奈路	32,134,000円	施工延長L=67.0m 塗装塗替工A=560㎡ 断面修復工(乾式吹付工法)A=93㎡ 断面含浸工A=407㎡ 伸縮装置補修工L=10m 排水管補修工L=1m 地覆補修工A=122㎡ As舗装工A=51㎡ 足場工A=370㎡	前年度繰越
農災第1号 農道柚ノ木線災害復旧工事	柚ノ木	29,480,000円	施工延長L=43.0m アンカー工N=16本 排水ボーリングN=2箇所 As舗装工A=128㎡	未完成
30公補第26号 町道向屋敷池ノ上線改良交付金工事	8区	20,020,000円	施工延長L=100.0m 1号重力式擁壁V=14㎡ 1号側溝L=150m	前年度繰越 未完成
令1公補第21号 町道向屋敷池ノ上線改良交付金工事	8区	45,771,000円	【南北線】施工延長L=122.0m 【東西線】施工延長L=75.0m 【南北線】1号側溝L=145m 重力式擁壁V=76㎡ 集水柵N=10箇所 【東西線】1号側溝L=43m ブロック積A=88㎡ 集水柵N=2箇所	未完成
越知町避難所用資機材購入	備蓄倉庫	13,071,774円	ワンタッチトイレ、テント(トイレ用、更衣室用)、担架、ソーラー照明等	一部完成 3,519,849円
中山間地域等直接支払事業	山室・深瀬・ 文徳田役	29,239,422円	31協定	
多面的機能支払交付金事業	深瀬活動組織 文徳活動組織	8,158,430円	20地区	

議長（寺村晃幸君）ただ今、産業建設常任委員長から報告がありました。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終結します。産業建設常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

#### 議案の上程および提案理由の説明

議長（寺村晃幸君）日程第5 承認第1号 専決処分（第9号）の報告承認について（令和元年度越知町一般会計補正予算）から、日程第41 議案第36号 高知縣市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分についてまでの37件を一括議題とします。執行者から提案理由の説明を求めます。町長、小田保行君。

町長（小田保行君）本日の定例議会に提案させていただきます付議事件は、承認が1件、議案が第1号から第36号までの36件の計37件となっております。

承認第1号 専決処分第9号の報告承認につきましては、令和元年度越知町一般会計補正予算を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求めるものであります。

議案第1号 越知町職員定数条例の一部を改正する条例につきましては、水道事業の事務部局の職員と、教育委員会に属する学校その他の教育機関等の職員が、町長の事務部局の職員へ移行するにあたり、当該部局の定数を変更する必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第2号 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定につきましては、地方自治法等の一部を改正する法律の施行により、地方公共団体の長若しくは委員会の委員又は当該地方公共団体の職員の当該地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額から、町長等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を※そんしゃくして、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額を免責する旨を定めることができることとされたため、必要な事項を定めようとするものであります。

議案第3号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の制定に伴い新設される会計年度任用職員に関する規定を整備する必要があるため、関係条例の一部を改正するものです。

※1-20に訂正発言あり

議案第4号 越知町振興計画審議会条例の一部を改正する条例につきましては、越知町振興計画審議会委員の委嘱について、町議会議員2名を削除し、町の区域内的の公共的団体の役員及び職員2名を追加するため、関係条例の一部改正をするものです。

議案第5号 越知町蚕糸資料館事業特別会計条例の一部を改正する条例につきましては、蚕糸資料館の運営経費について、蚕糸資料館事業収入及び蚕糸資料館事業基金利息を収入としていたものに、一般会計からの繰入金を追加するため、関係条例の一部改正をするものです。

議案第6号 越知町立横倉山自然の森博物館条例の一部を改正する条例につきましては、新たに博物館3階ホールの貸出を行うための使用料を定めるため、関係条例の一部改正をするものです。

議案第7号 越知町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が令和元年6月に交付され、償還金の支払い猶予等の事項が規定されたこと、併せて災害弔慰金及び災害見舞金の支給に関する事項を調査審議するための審議会その他の機関の設置に努めることが規定されたことに伴い、越知町災害弔慰金等支給審査委員会を設置するため、関係条例の一部改正をするものです。

議案第8号 越知町営住宅管理条例の一部を改正する条例につきましては、民法の一部を改正する法律により、民法における債権関係の規定の見直しが行われ、令和2年4月1日に施行されることに伴い、対応する条文を改正するものに併せて、入居条件を緩和する対象者に、東日本大震災復興特別区域法に規定する被災者、並びに福島復興再生特別措置法に規定する、特定帰還者及び居住制限者を追加するものであります。

議案第9号 越知町若者住宅管理条例の一部を改正する条例につきましては、議案第8号と同様に、民法の一部を改正する法律により、民法における債権関係の規定の見直しが行われ、令和2年4月1日に施行されることに伴い、対応する条文を改正するものであります。

議案第10号 越知町地域優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例につきましては、議案第8号と同様に、民法の一部を改正する法律により、民法における債権関係の規定の見直しが行われ、令和2年4月1日に施行されることに伴い、対応する条文を改正するものであります。

議案第11号 越知町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定につきましては、水道事業会計の統合により経営規模の見直しを行った結果、上水道事業を廃止し、令和2年4月1日をもって新たに簡易水道事業を設置するため、地方公営企業法の規定により、必要な事項を定めようとするものであります。

議案第12号 越知町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止する条例につきましては、水道事業会計の統合により、上水道事業を廃止し、令和2年4月1日をもって新たに簡易水道事業を設置することに伴い、職員の身分取扱が、地方自治法の適用を受けることとなるため、



不要となる条例を廃止するものであります。

議案第13号 越知町特別会計簡易水道事業条例を廃止する条例につきましては、水道事業会計の統合により、令和2年4月1日をもって新たに簡易水道事業を設置することに伴い、地方公営企業法の適用を受けることとなるため、不要となる条例を廃止するものであります。

議案第14号 越知町給水条例の一部を改正する条例につきましては、水道法の一部改正及び水道事業会計の統合により、上水道事業を廃止し、令和2年4月1日をもって新たに簡易水道事業を設置するため、対応する条文を改正するものであります。

議案第15号 令和元年度越知町一般会計補正予算につきましては、今回7,380万2千円を減額補正いたしまして、総額48億9,149万3千円とするものであります。歳出の主なものにつきましては、総務費の総務管理費4,354万7千円、教育費の小中学校費1,342万4千円、教育費の中学校費1,045万円の追加補正となっております。減額の大きなものは、民生費の児童福祉費2,259万5千円、衛生費の保健衛生費2,436万2千円、農林水産業費の農業費1,777万7千円、土木費の土木管理費1,147万9千円、災害復旧費3,726万1千円の減額補正となっております。歳入の主なものにつきましては、国庫支出金の国庫補助金1,087万2千円、町債2,110万円の追加補正となっております。また、減額の大きなものは、県支出金の県補助金1,961万5千円、繰入金の基金繰入金1億860万4千円の減額補正となっております。

議案第16号 令和元年度越知町簡易水道事業特別会計補正予算につきましては、今回227万7千円を減額補正いたしまして、総額で5,350万5千円とするものであります。

議案第17号 令和元年度越知町下水道事業特別会計補正予算につきましては、今回551万1千円を減額補正いたしまして、総額で1億8,244万4千円とするものであります。

議案第18号 令和元年度越知町国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、今回354万円を減額補正いたしまして、総額で7億4,417万8千円とするものであります。

議案第19号 令和元年度越知町後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、今回132万5千円を減額補正いたしまして、総額で1億2,315万5千円とするものであります。

議案第20号 令和2年度越知町一般会計予算につきましては、対前年度4億5,088万7千円、11.0%増の総額45億6,043万9千円を計上しております。まず、歳出の主なものにつきましては、総務費は、情報通信基盤整備推進事業、国土調査事業の増等により、3億6,60

1万9千円増の13億4,034万4千円、農林水産業費は新食肉センター事業、林道維持修繕事業の増等により5,017万4千円増の1億8,221万3千円、商工費はプレミアム付商品券事業の終了等により、683万6千円減の6,972万6千円、土木費は町道修繕系交付金工事の計上等により、4,599万8千円増の3億5,492万3千円、消防費は備品購入費の減等により1,709万6千円減の1億7,252万円、災害復旧費は農業用施設災害復旧費の減等により、2,000万円減の9,046万円、公債費は2,179万6千円増の6億8,948万8千円を計上しております。歳入の主なものにつきましては、町税は79万7千円増の4億5,815万9千円、地方譲与税は1,092万2千円増の6,900万3千円、地方交付税は3,729万円増の21億2,794万5千円、国庫支出金は1億6,722万6千円増の3億1,645万8千円、県支出金は7,046万3千円減の3億4,061万3千円、寄附金は1,000万円増の1億4,000万3千円、繰入金は4,865万1千円増の3億8,014万6千円、町債は2億4,703万3千円増の4億6,063万4千円を計上しております。

議案第21号 令和2年度越知町簡易水道事業会計予算につきましては、収益的収入及び支出の予定額といたしまして、水道事業収益9,724万6千円、水道事業費9,807万4千円と定めるものであります。また、資本的収入及び支出の予定額といたしまして、資本的収入735万4千円、資本的支出3,098万8千円と定めるものであります。

議案第22号 令和2年度越知町下水道事業特別会計予算につきましては、総額で1億6,898万1千円を計上しております。

議案第23号 令和2年度越知町国民健康保険事業特別会計予算につきましては、総額で7億7,004万8千円を計上しております。

議案第24号 令和2年度越知町介護保険事業特別会計予算につきましては、総額で11億3,278万6千円を計上しております。

議案第25号 令和2年度越知町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、総額で1億2,206万2千円を計上しております。

議案第26号 令和2年度越知町土地取得事業特別会計予算につきましては、総額で455万1千円を計上しております。

議案第27号 令和2年度越知町蚕糸資料館事業特別会計予算につきましては、総額で22万3千円を計上しております。

議案第28号 令和2年度越知町横倉山自然の森博物館事業特別会計予算につきましては、総額で3,006万2千円を計上しております。

議案第29号 越知町過疎地域自立促進計画の変更につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、越知町過疎地域自立促進計画を変更いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

議案第30号 越知町黒瀬ログハウスの指定管理者の指定につきましては、越知町黒瀬ログハウスを平成29年4月1日から3年間、黒瀬報徳会を指定管理者として指定しておりますが、令和2年3月31日で期限が切れることから、改めて黒瀬報徳会を指定管理者として指定いたしたく、

地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日の3年間であります。

議案第31号 越知町基幹集落センターの指定管理者の指定につきましては、越知町基幹集落センターを平成29年4月1日から平成31年1月3日まで、コスモス農業協同組合を指定管理者として指定し、平成31年1月4日から高知県農業協同組合を指定管理者として指定しておりますが、令和2年3月31日で期限が切れることから、高知県農業協同組合を指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日の3年間であります。

議案第32号 越知町と高知県の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託に関する規約につきましては、行政不服審査法第81条第1項の機関の事務を、地方自治法第252条の14第1項の規定により、越知町から高知県へ委託するための規約を制定するものであります。

議案第33号 越知町行政不服審査会条例を廃止する条例につきましては、令和2年8月1日より、行政不服審査法第81条第1項の機関の事務を、地方自治法第252条の14第1項の規定により、高知県へ委託するため、不要となる条例を廃止するものであります。

議案第34号 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更につきましては、高知縣市町村総合事務組合の構成団体の、芸東衛生組合及び高幡西部特別養護老人ホーム組合が、令和2年3月31日をもって解散し、令和2年4月1日から高知縣市町村総合事務組合を脱退すること及びこれに伴う規約の変更について、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第35号 高知縣市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う財産処分につきましては、高知縣市町村総合事務組合の構成団体の芸東衛生組合が令和2年3月31日をもって解散し、令和2年4月1日から高知縣市町村総合事務組合を脱退することに伴う財産処分について、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第36号 高知縣市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分につきましては、高知縣市町村総合事務組合の構成団体の、高幡西部特別養護老人ホームが、令和2年3月31日をもって解散し、令和2年4月1日から高知縣市町村総合事務組合を脱退することに伴う財産処分について、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いたします。

議長（寺村晃幸君）お諮りします。これより、10時20分まで休憩したいと思いますと思いますが、御異議ありませんか。（「異議なし。」の声あり）

それでは、10時20分まで休憩します。

休 憩 午前10時08分

再 開 午前10時20分

議 長（寺 村 晃 幸 君）再開します。

町長のほうから補足説明があるようですので、小田町長。

町 長（小 田 保 行 君）さきほど、提案説明をさせていただきましたけども、議案第2号中ですね、町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定という部分でありますけど、この後にですね、賠償責任額から、町長等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して、ということころを、さをそと言いましたので、そんしゃくという言い方しましたので、参酌して、それを考慮してという意味でありますけども、参酌と言いかえさせていただきます。申し訳ございません。

議 長（寺 村 晃 幸 君）はい、それでは、課長等の説明は休憩で行います。休憩します。

休 憩 午前10時22分

（休憩中に議長交代）

再 開 午前11時53分

副議長（西 川 晃 君）再開します。提案理由の説明を終わります。以上で、本日の日程は終了しました。

明日7日から9日までは休会とし、3月10日午前9時に再開します。なお、3月9日、月曜日は議案等の合同審査会を午前9時から行いますので、大会議室にお集まりください。それでは、散会します。

散 会 午前11時54分